

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）（行政管理課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部が改正され、県道の管理権限の一部が安芸太田町に移譲されることに伴い、同町が管理する県道を定めるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年六月一日

★麻薬及び向精神薬取締法施行細則等の一部を改正する規則（規則第四十九号）（薬務課）

）

一 改正の要旨

薬事法の一部改正に伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 麻薬及び向精神薬取締法施行細則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 薬事法施行細則
- 4 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

二 施行期日

平成二十一年六月一日